

答 申

1 審査会の結論

豊橋市長（以下「市長」という。）が「平成24年度日勤業務日誌（事件、事故、苦情の分のみ）及び平成24年度警備業務報告書（事件、事故、苦情の分のみ）」のうち、警備員の氏名及び印影を非公開としたことは、妥当である。

2 実施機関の説明の要旨

市長の公文書公開請求に係る文書（以下「本件文書」という。）についての説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件文書について

ア 平成24年度日勤業務日誌（事件、事故、苦情の分のみ）

市職員が勤務時間中に庁舎内で起きた事件・事故・苦情等の対応状況を記録する文書である。

イ 平成24年度警備業務報告書（事件、事故、苦情の分のみ）

市が委託している警備会社の職員が警備業務時間中に実施した警備状況を報告する文書である。

(2) 非公開とした理由

本件文書のうち、警備員の氏名及び印影は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、豊橋市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項第1号本文に該当する。

そして、警備員は、本市と警備会社との業務委託契約の仕様書に基づき、名札の着用を義務付けられているが、これは警備員の警備中の身分を明らかにするものであって、法令、条例又は慣行により公にされ、又は公にすることが予定されているものであるとはいえず、同号ただし書アには該当しない。

また、警備員は、本市との業務委託契約の仕様書に基づき派遣されている

のであり、公務員ではないため、同号ただし書ウには該当しない。

さらに、同号ただし書イ及びエに該当しない。

したがって、同号ただし書のいずれにも該当しないため、非公開とした。

### 3 異議申立ての内容

#### (1) 異議申立ての趣旨

異議申立人が平成25年5月13日付けで行った本件文書の公開請求に対して、市長が同月21日付けで一部公開とした処分のうち、警備会社職員に係る部分について処分の取消しを求めるというものである。

#### (2) 異議申立ての理由

条例第6条第1項第1号に該当しない。

### 4 審査会の判断

#### (1) 判断に当たっての基本的な考え方

条例は、市民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利を定めることにより、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の有するその諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市政に対する市民の理解を深め、市民と市との信頼関係及び協力関係の増進に寄与することを目的とし（第1条）、その解釈及び運用は、その権利を十分尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならないとしている（第3条）。

そして、条例第6条第1項は、原則公開を定めるとともに、公開しないこととする公文書の範囲及び実施機関が公文書の公開をしないこととする権限を定めている。

本審査会は、このような条例の各条項の趣旨を踏まえ、以下のとおり判断するものである。

#### (2) 本件文書について

条例第6条第1項第1号は、個人に関する情報であって、特定の個人を識

別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを原則非公開とし、同号ただし書において例外的に公開する情報を規定している。以下、本件文書のうち、警備員の氏名及び印影が、当該規定に該当するか検討する。

まず、警備員の氏名及び印影は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第6条第1項第1号本文に該当する。

次に、同号ただし書について検討すると、警備員は、市と警備会社との業務委託契約の仕様書に基づき名札の着用を義務付けられているが、これは、警備業務との関係で着用を義務付けられているのであり、広く一般市民への氏名の開示を目的として着用を義務付けられているわけではないため、同号ただし書アに該当しない。

また、警備員は、市と警備会社との業務委託契約の仕様書に基づき警備業務を行っているのであり、公務員ではないため、同号ただし書ウに該当しない。

さらに、同号ただし書イ及びエに該当しないことは明らかである。

### (3) まとめ

以上により、本件文書のうち、警備員の氏名及び印影を非公開としたことは妥当である。

【審査会の処理経過】

年 月 日	内 容
25. 7. 26	○諮問（第71号）
25. 8. 23	○実施機関から非公開理由説明書を受理
25. 8. 23	○異議申立人に実施機関からの非公開理由説明書を送付
25. 9. 6 (第54回全体会)	○実施機関職員から非公開理由等を聴取 ○審査
25. 10. 9	○答申内容の決定

氏 名	所属団体等
河 邊 伸 泰	弁護士
今 里 佳奈子	愛知大学
見 目 喜 重	豊橋創造大学
寺 部 光 敏	弁護士
渡 邊 齊	元朝日新聞論説委員